

# 一般社団法人日本マンション管理士会連合会 登録マンション管理士の登録 規程

(平成27年1月29日)

改正 平成27年7月31日 令和3年1月28日

(趣 旨)

**第1条** この規程は、一般社団法人日本マンション管理士会連合会（以下「日管連」という。）定款第11条に基づき、日管連会員会（以下「会員会」という。）所属マンション管理士の日管連への登録について必要な事項を定める。

(登録等の手続)

**第2条** この規程に定める登録申請・登録料納入等の手続は、所属会員会を経由して日管連に提出することにより行わなければならない。

(所属マンション管理士の登録)

**第3条** 会員会は、その所属するマンション管理士について、日管連が定める「マンション管理士登録申請書」（日管連様式4-1及び4-2）を日管連に提出し、登録を受けなければならない。

2 前項の「マンション管理士登録申請書」（日管連様式4-2）には、次に掲げる事項を記載し、登録を受けるマンション管理士が記名押印しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 住所又は事務所の名称及び所在地
- 四 試験の合格年月日及び合格証書番号
- 五 登録年月日及び登録番号
- 六 略歴

3 「マンション管理士登録申請書」には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 住所又は事務所を証する書面
- 二 マンション管理士登録証（写）
- 三 登録講習修了証（写） ただし、該当する者
- 四 誓約書（日管連様式4-3）
- 五 写真1葉（3センチ×4センチ）

(登録基準)

**第4条** 会長は、定款第11条第2項の定めに基づき、登録を受けようとするマンション管理士が日管連の登録マンション管理士となる資格を有し、かつ、次の各号に掲げる登録を拒否する事由のいずれにも該当しない者であると認めたときは、定款第15条に定める登録マンション管理士名簿（日管連様式5）に登録しなければならない。

- 一 日管連に加盟していないマンション管理士会（紛らわしい名称を冠した団体を含む。）に加入していること。
- 二 登録を受けようとするマンション管理士及びその事務所の従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、あわせて「反社会的勢力」という。）であること、並びに反社会的勢力を利用し又は反社会的勢力と連携してその行為又は活動に関与していること。

（登録通知の送付）

**第5条** 日管連は、前条により登録したときは、登録を受けた者及び会員会に登録マンション管理士登録承認書（日管連様式4-4）をそれぞれに送付する。

（登録料）

**第6条** 日管連の登録を受けたマンション管理士は、日管連の指定する期日までに、会員会を経て、登録料を日管連に納入しなければならない。

- 2 登録料は、1名当たり10,000円とする。
- 3 登録を受けた者の納入された登録料は、返還しない。

（登録証の発行と事務手数料）

**第7条** 会長は、第4条第1項により登録マンション管理士名簿に登録をしたときは、その者に登録証（日管連様式6）を発行するものとする。

- 2 登録を受けた者は、登録証発行の事務手数料として次の各号の内訳により、発行枚数1枚につき2,500円を、日管連の指定する期日までに、所属会員会を経て日管連に納入しなければならない。
- 3 会員会は、前項の事務手数料のうち、1枚当たり500円の会員会事務手数料を差し引いた額を納入しなければならない。

（登録証記載事項の変更）

**第8条** 登録マンション管理士は、「日管連登録マンション管理士登録証」の記載に変更が生じたときは、変更登録申請書（日管連様式7-2）を提出しなければならない。

- 2 前項の変更登録申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 住所又は事務所を証する書面
  - 二 その他変更を証する書面

（所属会員会の変更）

**第9条** 住所又は事務所の移転により、所属する会員会の変更をしようとする者は、現に所属する会員会に変更登録申請書（日管連様式7-2）を提出しなければならない。

- 2 前項の提出があった場合において、現に所属する会員会は、変更登録（日管連様式7-1）申請書を日管連に提出しなければならない。
- 3 所属する会員会の変更しようとする者は、新たに入会しようとする会員会に、変更登録申請書（日管連様式7-2）を提出しなければならない。

4 前項の変更の受け入れを承諾した所属会員会は、日管連に、変更登録申請書（日管連様式7-1）を提出しなければならない。この場合において、第6条第2項の登録料は要しない。

（登録証の再発行）

**第10条** 登録マンション管理士は、登録証を紛失したときは、登録証の再発行申請書（日管連様式4-6）に、紛失した理由を記したうえで、再発行を請求することができる。なお、登録証の再発行後に紛失した登録証を発見したときは、その登録証を直ちに日管連へ返却するものとする。

2 登録マンション管理士は、登録証を破損又は汚損したときは、破損又は汚損した登録証を添付して、再発行申請書（日管連様式4-6）により再発行を請求することができる。

3 第1項及び第2項の規定による登録証の再発行に関する事務手数料は、第7条第2項の事務手数料と同額とする。

（マンション管理士登録講習修了証の提出）

**第11条** 登録マンション管理士は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下、「適正化法」という。）第4節義務等（講習）第41条に定められている「5年ごとに行われる法定講習」の登録講習修了証（写）を、所属会員会を経て提出しなければならない。

2 会員会は、前項の講習について、所属マンション管理士の受講実態を把握し、所属マンション管理士に受講するよう指導しなければならない。

（登録の取消し）

**第12条** 日管連は、登録マンション管理士が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なくその登録を取消すものとする。

一 第4条の各号のいずれかに該当するにいたったとき。

二 自ら適正化法第30条第1項の登録の取り消しを求めたとき。

三 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

四 マンション管理士となる資格を有しないことが判明したとき。

五 会員会の会員でなくなったとき。

六 適正化法第30条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

七 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

2 登録マンション管理士が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その者又はその法定代理人若しくは相続人は、遅滞なく、当該マンション管理士が所属し、又は所属していた会員会を経て、日管連にその旨を登録取消し届出書（日管連様式8-2）に登録証を添付して、提出しなければならない。

（登録取消しの通知書の送付）

**第13条** 日管連が登録マンション管理士の登録を取り消したときは、その旨及びその

理由を、登録を取り消された者及びその者が所属する会員会に、登録取消し通知書（日管連様式13及び様式14）により通知しなければならない。

（規程の改廃）

**第14条** この規程の変更又は廃止は理事会の決議を経なければならない。ただし、この規程の変更が定款の変更又は総会の決議を必要とする事項であるときは、定款の変更又は総会の決議を経なければ、することができない。

#### 附 則

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成27年1月29日から施行する。

**附 則**（平成27年7月23日改定） 第7期第13回理事会決議による  
（発行事務手数料の額等）

**第1条** 第6条の規定に基づく発行事務手数料は、次の各号の内訳により再発行一回につき2,500円とする。

- 一 登録証作成の実費相当額及び日管連の事務費 2,000円
- 二 各会員会の事務費 500円

2 前項の規定は、新定款附則第5条の規定の適用のある会員会所属マンション管理士に対する最初の登録証の発行についても適用する。

**附 則**（平成27年8月31日改正）  
（施行期日）

**第1条** この規程は、平成27年8月31日から施行する。

**附 則**（令和3年1月28日改正）  
（施行期日）

**第1条** この規程は、令和3年1月28日から施行する。

（経過措置）

**第2条** 「マンション管理士登録証」について、有効期限の記載のある登録証を所持する登録マンション管理士は、期限の到来までに登録証の再発行を受けなければならない。

2 前項の場合において、再発行を受けた者は、本則第7条第2項及び第3項の定めるところにより、事務手数料を納入しなければならない。